

〔市県民税の算出のしかた〕

$\begin{array}{c} \boxed{\text{総所得金額}} \\ - \\ \boxed{\text{所得控除額}} \\ = \\ \boxed{\text{課税標準額}} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{税率}} \\ = \\ \text{①} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{算出所得割}} \\ - \\ \boxed{\text{税額控除等}} \\ = \\ \text{②} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{所得割額}} \\ - \\ \boxed{\text{所得割控除額}} \\ + \\ \boxed{\text{配当割控除額}} \\ + \\ \boxed{\text{株式等譲渡所得割控除額}} \\ = \\ \text{③} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{市県民税額}} \end{array}$	（ウ）寄附金税額控除 〔基本控除〕都道府県、市町村または特別区に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部または市町村が条項で指定する団体に対して寄附を行った場合 <table><thead><tr><th>市民税</th><th>県民税</th></tr></thead><tbody><tr><td>（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×6/100</td><td>（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×4/100</td></tr></tbody></table> 〔特例控除〕上記のうち、都道府県、市町村または特別区に対して寄附を行った場合（ただし、総務大臣から指定を受けていない団体に対して令和元年6月以降に行った寄附を除く） <table><thead><tr><th>市民税</th><th>県民税</th></tr></thead><tbody><tr><td>（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率[※]×1.021）を掛けた金額）×3/5</td><td>（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率[※]×1.021）を掛けた金額）×2/5</td></tr></tbody></table> 調整控除後の所得割額の20%に相当する額を上限 ※所得税率は所得税を算出する際の税率で、課税される所得金額により異なります。 （エ）住宅借入金等特別税額控除 前年分の所得税において平成21年から令和4年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合 <table><thead><tr><th>対象者</th><th>控除限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和4年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方</td><td>次の①と②のいずれか少ない金額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額の5%（上限97,500円）</td></tr></tbody></table> ※平成26年4月～令和3年12月に入居し、かつ消費税8%以上で契約した場合、あるいは令和4年中に入居した方のうち、消費税10%、かつ一定期間内に住宅の取得に係る契約をした場合は、控除限度額の②は所得税の課税総所得金額の7%（上限136,500円）となります。 ③ 均等割額・・・市民税3,500円、県民税2,500円	市民税	県民税	（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×6/100	（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×4/100	市民税	県民税	（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率 [※] ×1.021）を掛けた金額）×3/5	（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率 [※] ×1.021）を掛けた金額）×2/5	対象者	控除限度額	次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和4年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方	次の①と②のいずれか少ない金額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額の5%（上限97,500円）
市民税	県民税												
（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×6/100	（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）×4/100												
市民税	県民税												
（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率 [※] ×1.021）を掛けた金額）×3/5	（（寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額－2千円）に（90%－所得税率 [※] ×1.021）を掛けた金額）×2/5												
対象者	控除限度額												
次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和4年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方	次の①と②のいずれか少ない金額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額の5%（上限97,500円）												

〔公的年金等の所得金額〕

①公的年金等の雑所得以外の所得にかかる 合計所得金額が 1000 万円以下の場合					
受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額（A）	公的年金等所得金額	受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額（A）	公的年金等所得金額
65歳以上 （昭和33年1月1日 以前生まれ）	330万円未満	(A) - 1,100,000円	65歳未満 （昭和33年1月2日 以後生まれ）	130万円未満	(A) - 600,000円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円		130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円		410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円
	770万円以上 1000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円		770万円以上 1000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
	1000万円以上	(A) - 1,955,000円		1000万円以上	(A) - 1,955,000円
②公的年金等の雑所得以外の所得にかかる 合計所得金額が 1000 万円超 2000 万円以下の場合 …①の計算式で算出された所得金額に 10 万円を加算した金額					
③公的年金等の雑所得以外の所得にかかる 合計所得金額が 2000 万円超の場合 …①の計算式で算出された所得金額に 20 万円を加算した金額 年齢の判定は令和 4 年 12 月 31 日の現況によることとされています。（年の途中で死亡した出国した場合には、その死亡または出国の時）					

◎申告相談の場所・時間

- 申告時の混雑を避けるため、できるだけ申告書下欄の『あなたの申告相談日・相談場所・時間』においてください。
- 指定日にどうしても来られないときは、下記の申告相談日程表を見て他の会場においてください。
- 申告相談期間中は、税務課窓口においてになっても、係員が留守になり、相談には応じることができませんので、上記の①・②を守ってください。

令和5年度 市・県民税の申告相談日程

（正午から午後1時までには申告相談を休みます）

地 区	と き	会 場	相 談 時 間
津 山	2月6日・7日（月・火）	●市立津山公民館	午前9：00～11：00 午後1：00～4：00
千 布	2月7日・8日（火・水）		
高 揃	2月9日・10日（木・金）	●市立高揃公民館	
寺 津	2月13日（月）	●市立寺津公民館	
蔵 増	2月14日・15日（火・水）	●市立蔵増公民館	
成 生	2月16日・17日（木・金）	●市立成生公民館	
長 岡	2月20日・21日（月・火）	●市立長岡公民館	
荒 谷	2月22日（水）	●市立荒谷公民館	
山 口	2月24日・27日（金・月）	●市立山口公民館	午前9：15～11：00 午後1：00～3：00
田 麦 野	2月27日（月）	●市立高原の里 交流施設ぼんぼこ	
天 童 （乱川・温泉・ 交り江を含む）	2月28日 3月1・2・3・6・7・8・ 9・10・13・14日 （月・火・水・木・金）	●市役所1階会議室	午前9：00～11：00 午後1：00～4：00
そ の 他	3月15日（水）		

天童市総務部税務課

TEL.654-1111 内線774～776

令和5年度 市・県民税申告の手引き

◎申告が必要な方

- 令和5年1月1日現在、天童市に住所を有し、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に所得のあった方（所得が少ない方や、赤字の方も含まます）
『**所得税の確定申告書を提出した方は必要ありません。ただし、上場株式等の配当所得や譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は除きます。**』
- 給与所得者のうち次のような方
 - 勤務先で年末調整をしていない方（前年中に会社等を退職した方を含みます）
 - 給与所得のほかに不動産（地代・家賃）・農業・営業・譲渡などの所得のある方所得税では、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下のときは、確定申告をしなくてもよいことになっていますが、市県民税は申告をしなければなりません。
- 公的年金等受給者のうち、各種の控除を受けようとする方やほかの収入があった方
- 申告書が届いた方は、前年中に所得がなかった場合でも、お手数ですが申告書裏面の『前年中に所得がなかった方』の欄にその理由などを記入のうえ提出してください。
- 申告しなければならない方で、申告書の用紙が送付されなかった場合は、直接相談会場においてください。

- ◎下記の所得税の申告を含む場合は、税務署管轄の申告相談会場での申告、若しくはe-Taxや郵送で税務署へ提出してください。
- 申告書の控えに受付印が必要な方 ・青色申告の方 ・新たに住宅ローン控除を受ける方
 - 金融商品（株式、仮想通貨等）に関する申告 ・土地、建物の譲渡に関する申告
 - 災害などによる雑損控除や繰越損失の申告

申告書の提出期限は3月15日です。

提出期限内に申告書が提出されない場合は、各種証明書の交付が受けられないばかりでなく、後日所得調査の対象となり所得金額の決定を受けることもあります。

ご自身で作成した市・県民税申告書は、税務課窓口・申告相談会場への持参、もしくは郵送での提出ができます。（郵送先〒994-8510 天童市老野森1丁目1番1号 天童市税務課市民税係）

◎マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

・本人確認書類について

- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードで「本人確認」が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、「番号確認」と「身元確認」書類、両方のご用意をお願いいたします。

番号確認書類（番号(12桁)を確認できる書類） いずれか1つ ・通知カード ・番号(12桁)の記載ある住民票の写し など	+	身元確認書類（持ち主であることを確認できる書類） いずれか1つ ・顔写真あり…運転免許証 ・顔写真なし…公的医療保険の被保険者証 など
---	---	--

◎申告相談当日に必ず持参するもの（領収書・証明書などは、事前の整理、計算をお願いします）

- 申告書・源泉徴収票（給与・公的年金など）
- マイナンバー（個人番号）カードまたは、通知カードと運転免許証など
- 各種の控除を受けようとする方は領収書・証明書または障害者手帳など
（雑損・医療費・国民健康保険税・国民年金保険料など・生命保険料・地震保険料など）
※国民年金保険料などの控除を受ける場合、支払証明書などの添付又は提示が義務付けられていますので、持参されない方は控除を受ける事ができません。
- 営業・不動産所得などのある方は、記入済の収支内訳書、仕入・売上の伝票、必要経費の領収書など。農業所得のある方は、記入済の収支内訳書、出荷証明書と、必要経費の領収書など。
- 「確定申告のお知らせ」はがき（税務署より送付された方のみ）
※（各収支内訳書、医療費控除の明細書は税務課窓口に備えてあります）

